

令和4年5月
丸亀市農業委員会通常総会
議事録

令和4年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年 5月 丸亀市農業委員会通常総会 議事録

開催日時 令和4年5月20日（金） 午前9時～午前9時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

議事日程

議案

議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和4年度事業計画（案）について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告事項

報告第1号 令和4年度丸亀市農業委員会予算について

令和4年5月丸亀市農業委員会通常総会議事録 午前9時 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。皆さん、おはようございます。本日は令和4年度農業委員会通常総会に、朝早くからご参集いただきましてありがとうございます。本日の出席委員は委員16名中、出席者16名です。したがって、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達していますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

それでは、令和4年度丸亀市農業委員会通常総会を開会いたします。最初に、開会に当たりまして、松岡会長からご挨拶を申し上げます。

●会長（松岡繁君） 皆さんおはようございます。ハダカムギの刈り取りが始まったようです。これから田植えがあり、忙しくなっていますが、そういう中で委員の皆さんに総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。なお本日の総会には、日ごろよりご指導いただいています松永市長、林産業文化部長、谷本農林水産課長にご臨席をいただきました。どうもありがとうございます。さて、近年は農産物価格が低迷を続けていまして、昨年の米価が暴落しました。稲づくりをやめようかと思った農家も、たくさんあったようですが、市長や議員の取り計らいによりまして、稲作農家の支援をしていただきました。現在の農村の状況を見ますと高齢者が非常に多くなって、農業従事者の高齢化も急速に進んでいます。数年先の農業経営の見通しが立たない状況になっていますが、この十年間、産業政策に偏った農政を続けてきた結果だと思っています。外国産の安いものを買うと日本の産業、日本の農業は衰退していくということです。また、新型コロナウイルスによるパンデミック、さらには、地球温暖化による気象変動、世界中で何が起こっても不思議でない状況になっています。非常時になったときには、日本のような自給率が低いところは窒息状態に陥ってしまいます。食糧につきましては、競争原理から除かなければなりません。食料と農業を守るためには、食料はいつでも安いものが店に行ったら買えるという国民の意識を変える、また経済合理主義から転換をするということが必要だと思っています。私たち農業委員、推進委員は、農地を守るという大きな使命がありますけれども、それと合わせて、食料の国内生産の必要性、農業、また食料を作る農家の大切さ、これを国民運動として啓発・啓蒙していくことも大きな役割の一つだと思っています。いずれにしても、市当局のご指導をいただきながら、丸亀市農業の持続的発展に向けて、取り組んでいる決意を申し上げて、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、公務ご多忙の中、ご臨席を賜りましたご来賓に一言ご挨拶を賜りたいと存じます。丸亀市長松永恭二様、よろしく願いいたします。

●市長（松永恭二君） 丸亀市長の松永です。一言ご挨拶を申し上げます。本日は令和4年度丸亀市農業委

員会通常総会の開催、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、常日頃から農地の有効な利用を図るため、農地パトロールや農家相談など、多大なご苦勞・ご配慮をいただいていますことに厚く御礼を申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大により、農業経営においては、農作物の消費量の減少、価格の低迷、流通の不安などもあり、ご苦勞が重なっていることと存じ上げます。こうした状況の中、農業や農地という、一度衰退すれば、なかなか元には戻らない大切な産業や資源を守っていくことは、本当に大事であると考えています。さらに、世界的に情勢が不安定な中、食料の自給率を上げるということは、他国に頼らない食糧確保の重要性が見直されているところであります。日本の食料自給率が37%から39%と聞いていますけれども、私個人としましても、この現状を打破して、もっともっと食料自給率を上げなければいけない。私なんかは想像するのは70%ぐらいを目標にしてやらなければいけない。それぐらい農業は大事な産業であるし、国民にとって生きていく上で本当に大事であると考えています。現状として、農業者の高齢化、そして後継者不足、そしてそのことによる遊休農地の増加など、農業基盤の脆弱化が問題となっておりますが、現状打破のため認定農業者や農業法人などの担い手はもちろんのこと、零細経営農家、兼業農家なども一丸となった農業振興を進めていかなければいけないと考えています。私も、市を代表する者として、本市の農業振興に積極的に取り組んで参りますので、松岡会長を筆頭に各委員の皆様にとりましても、丸亀市の農地行政の推進、また、地域農業の代表者として持続可能な農業を目指して精力的に取り組んでいただきますように、心からお願いを申し上げます。皆様方の今後のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本当に今日はおめでとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、丸亀市産業文化部からご出席いただいている方々をご紹介します。産業文化部長林裕司様です。

●産業文化部長（林裕司君） 本日はおめでとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） 続いて、産業文化部農林水産課長谷本孝二様です。

●農林水産課長（谷本孝二君） 本日はおめでとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。以上で、来賓の方々のご紹介を終了いたします。ご臨席いただきましたご来賓の方々におかれましては、他の公務のため、ここでご退席されます。ご了承を賜りたいと存じます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。

それでは、通常総会議案書の次第の4番の議事に移ります。議長につきましては、農業委員会総会会議規則第6条により、会長が議長となり、議事を整理することとなっております。会長に議長をお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 規則により議長を務めさせていただきます。それではお手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めて参ります。

議事日程第1の「議事録署名委員の選任」についてですが、私の方から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 異議ないようですので、3番尾野委員と4番石井委員にお願いいたします。

それでは次に、議事日程第2「議案審議」に入ります。まず、議案第1号「令和3年度事業報告について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

●事務局長(小西裕幸君) 失礼します。資料の1ページをご覧ください。それでは議案第1号「令和3年度事業報告」について、別紙1につきまして、2ページから7ページまで、ポイントを絞ってご説明いたします。2ページ上段の(1)農業委員会の構成に関することです。委員につきましては、農業関係者による委員が15名、利害関係の無い委員が1名の16名です。農地利用最適化推進委員につきましては、農業者等からの推薦者が、現在は29名となっています。役員につきましては、会長1名、副会長2名となっています。

続きまして、(2)農地に関することをご覧ください。まず①「総会議案審議・報告」です。定例総会を月1回、年12回行いまして、77議案をご審議いただき、31件の報告をいたしました。これからは、その議案の集計で、主なものを報告いたします。まず、ア「農地法第3条第1項許可申請」は、農地の売買等の権利移動・設定によるものです。令和3年度は件数にして78件、190筆、面積は126,230.71㎡でした。前年度と比較して、面積が約1.4倍増加しています。次に、イ「農地法第4条第1項許可申請」は、いわゆる自己転用で件数が28件、筆数38筆、面積10,208.22㎡で、前年度と比較して、面積が3割ほど減っています。その面積の内75%が住宅目的となっています。続きまして、ウ「農地法5条許可申請」は、所有権や使用貸借権などの権利移動を伴う転用です。件数は175件、筆数353筆、面積192,039.30㎡で、昨年度と比べて件数・面積で13%ほど減となっています。面積的には、62%が住宅用、34%が商業用となっています。次に、エ「許可後の事業計画変更許可申請」につきましては、30件、143筆、106,775.13㎡です。オ「非農地証明願」につきましては、15件、24筆、4,275.41㎡で、前年度と比べ面積は3割ほど減っています。次に、カ「農用地利用集積計画関係」ですが、これは利用権の設定に関する項目です。725件、1,908筆、面積1,795,959.57㎡です。前年度より75件、面積で25ヘクタールほど増えています。キ「農地利用配分計画」は、農地機構が受け手農家に貸し付ける際、配分する計画を農業委員会に意見聴取するものです。カ「集積計画」の案件の内、農地機構を利用する案件が配分計画に載ることになりますが、令和2年1月から、集積計画と配分計画が一つになり、期間の途中での借り手の変更のみ反映されるように変わっています。ク「農地法第18条1項許可申請」は、賃貸借の合意解約に応じない場合に、一方

側から県知事許可を受けて解約の申出をするもので、実績はありません。ケとコ「競公売買受適格証明願」は、裁判所等の競公売物件となった農地の入札参加者の資格を、農地法に照らして、耕作・転用目的ごとに証明するものです。3年度は該当がありませんでした。サ「農地改良届」は、隣接農地と一体利用するための造成で、5件の申請がありました。シ「農地法第18条6項通知」は、農地の賃貸借にかかる合意解約の項目です。昨年度より申請件数が約半数になっています。ソ「農地法第3条の3第1項届出」は、農地を相続等により取得した場合にその旨の届け出が農業委員会に提出されたものです。次に、②「諸証明、届出関係」です。ア「工事完了証明」は、転用許可後に事業者からの証明願に基づき、申請内容に沿って工事ができているかどうか現地確認を行い、証明するものです。この証明により、農地からの地目変更登記が可能になります。94件ありました。3ページをお開きください。③「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、移転」は、基盤法の利用権設定等促進事業の中で農用地利用集積計画を決定したものです。使用貸借が8割を超えております。続きまして、④「農地利用状況調査」をご覧ください。農地利用状況調査、荒廃農地調査を5月から8月にかけて行っていただきました。その結果、荒廃農地の面積は、再生可能な面積が20.7ヘクタール、再生が難しい農地が414.6ヘクタールの合計435.3ヘクタールでした。新規の遊休農地60筆については、農地法第32条の規定に基づき利用池意向調査を行っていただき、農地機構利用希望者1件は機構につなぎ、自分で耕作する等の回答いただいた方は、委員等に継続して現地確認、指導をしていただいています。オ「雑草苦情等、遊休農地の指導等」は、文書等による指導件数は82件、146筆、115,493㎡でした。件数は前年の2割減となっています。

(3) 農政に関することです。3ページから4ページにかけてです。まず、①「総会等開催状況」については、総会・役員会をはじめ、毎月の定例農業委員会、農家相談会、また、事業計画の中で実施した農政活動等について、月別に取りまとめたものです。コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会が書面決議に変わったものや、研修などで中止になったものがあります。推進委員連絡会は、コロナウイルス感染拡大防止の関係から、7月と10月、11月、12月の4回しか開催ができませんでした。②「通常総会の議案審議・報告事項」についてです。昨年5月20日の通常総会では、令和2年度事業報告、令和3年度事業計画(案)、及び別段面積(下限面積)の設定等についてご審議いただきました。次に、③「定例総会議案審議・主な報告事項」についてです。定例総会は毎月1回、年12回開催し、記載の議題等についてご審議、ご報告いたしました。次に、④「要望・建議活動、委員会活動の周知等」をご覧ください。「国への農業政策等の要請」につきまして、これは農業委員会が農業者・農業の公的代表機関であることから、全国農業委員会系統組織とともに要請決議をし、国会へ陳情する農政活動の一環で行うものです。これまでは、毎年5月末に「全国農業委員会会長大会」を、11月末頃に「全国農業委員会会長代表者集会」が開催され、参加していました。

が、2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、どちらも中止となりました。3年度は、会長大会がウェブ開催、代表者集会在県下で5名、中讃地区からは松岡会長が代表として参加いたしました。「行政庁へ農業政策に関する意見書を提出」につきましては、これは農業者の意見や要望等を県知事、市長等の行政機関へ意見書を提出し、農業施策や来年度の予算への反映を要望するものです。(1) 農業会議へ提出する令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見につきましては、8月2日に担い手への、農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入者等の支援など、大切な3項目について意見・要望を提出しております。(2) 丸亀市の農業施策に関しては、10月20日、市長及び市議会議長に、県知事と同様に意見書の提出をいたし、4月総会で回答を報告いただきました。「農業委員会だより」の発行につきましては、第18号を1月に約4,000部を送付いたしました。掲載内容は、市長・議長への改善意見書の提出、遊休農地の解消に向けた取り組み、農地の適正管理についてなどです。この委員会だよりは、農家以外にも、農業法人、JAや普及所、県の農業関係機関等へも送付していて、昨年度は県選出の国会議員へも送付いたしました。⑤「委員研修、講演会等への参加」の枠内をご覧ください。記載の各種委員研修会・講習会に参加いたしました。令和3年12月8日に、農業委員・農地利用最適化推進研修、同月14日に中讃地域水田農業を考える会がありました。令和3年度の「委員県外視察研修」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。次に、⑥全国農業新聞の普及推進活動につきましては、新規購読者確保に努めていただいている、3月末で111部の実績でありました。最後に、⑦農業者年金業務及び加入推進活動です。委員の皆様には、年金制度の周知・加入促進に努めていただいています。内容については、記載の通りです。以上、議案第1号「令和3年度事業報告」について、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第1号の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第1号は原案通り承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） ご異議なしと認め、議案第1号は原案通り承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「令和4年度事業計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

●事務局長（小西裕幸君） それでは第2号議案「令和4年度事業計画（案）について」をご説明いたします。議案書10ページをお開きください。最初に1「令和4年度事業方針」についてです。要約いたしますと、現在は新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、国民生活の不安定化に関連して、農産物価格の低迷や食料流通の不透明化による不安に襲われています。食料自給率を高め、他国に依存しない農業政策への転換は

急務です。また、高齢化や後継者不足により、農業従事者が減少し、農業生産基盤が脆弱化しています。国はこれまで、農業法人や認定農業者による大規模経営に係るコスト縮減と効率化を進めて参りました。しかし近年、農業者が減ることは、多面的機能を有する農地や、水路や農道などの管理さえ難しいことに危機感を抱き、「半農半X」や10年後の農地の管理者を当て込む目標地区など、新たな方針と業務を考え、末端である農業委員会にその責任を求めています。このように難しい状況であります。農業委員会として、農地法に基づく業務を適切に行い、遊休農地の発生防止や解消に努め、農地機構など関係機関と連携し、農地の集積・集約化を進め、新規就農者を支援し、農地利用の最適化に努めますという内容です。続きまして、11ページをお開きください。2「事業内容」について説明いたします。内容説明の前に、農業委員会の主な業務ですが、これは主に二つあり、一つは、農地法に基づく許認可業務を適切に行うことと、二つ目は農地利用の最適化の推進を図ることです。最初の許認可業務というのは、農地法3条の農地の所有権移転や、農地法4条・5条の転用などの許認可で、二つ目の農地利用の最適化業務は、3つの大きな柱があり、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止や再生、新規就農の促進です。これから説明する活動内容は、これらの業務の遂行に基づき計画しました。(1)各会議の開催等です。毎月定例会、5月に通常総会を開催いたします。

役員会は通常総会等の開催前に行います。次に、(2)農地関係事業について説明いたします。①農地法関係申請等処理業務です。ア農地法第3条の申請については、審査基準等に基づき、適正な審査を行います。イ農地法第4条及び第5条申請については、適正な審査の上、県へ進達いたします。ウ農地法第18条第6項の数値は、適正に台帳等の整備・管理を行います。エ非農地証明等の諸証明及び農地法に基づく届出等について、適正・迅速に処理いたします。②農地中間管理法関係業務です。農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行います。③農地の利用関係調整業務です。ア農地移動適正化あつせん基準に基づき、農用地の売買・賃貸借等のあつせんを行います。イ利用権利設定については、市の基本構想に沿って、農用地利用集積計画を決定します。ウ農地中間管理事業に関する配分計画を審議します。エ農地の利用関係を巡る紛争について、和解仲介を行います。④農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務です。ア「人・農地プラン」において、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対し、農地の集積・有効利用に向けた取り組みを行います。イ新規就農者を支援します。⑤無断転用防止の啓発です。無断転用対策として、農地パトロールや違反転用に係る啓発・広報活動を行います。(3)農政関係事業です。①農地利用最適化に関する意見の提出、要望活動等の実施です。ア農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を関係行政機関に提出します。イ全国農業委員会会長大会を含め、農業施策について要請活動に参加します。ウ定例農家相談会を毎月開催します。②各農政施策、制度等の検討・協議についてです。農業

に関する国・県・市の施策・計画、事業等の周知を行い、農業諸問題を検討協議します。③農業者、土地改良組織との座談会、意見交換会の実施です。農業・農村の実態把握と10年後の目指すべき効率的、総合的な土地利用の明確化のため「目標地区」の原案の周知・作成。それを活用し、地域の農業農地計画であります「人・農地プラン」の作成のため、座談会・意見交換会等を行います。また、農業者だけでなく、消費者との交流や意見交換を図り、農産物の消費向上に繋げるため、意見交換会を計画します。④食と農に関する広報活動の実施です。食を支える農業・農村の大切さを国民全体で共有できるよう広報活動を行います。⑤業務の適正執行の徹底と情報公開の推進については、会議等における議事録の作成・公表等、透明性の向上、公平性・公正性の確保に努めます。委員自らの活動目標を設定し実践します。農業委員会として、計画の策定及び活動の強化を図ります。農地に関する情報を広く一般市民にも周知するため、市ホームページ等による情報発信を行います。⑥農地基本台帳の整備充実です。農地基本台帳の充実を図り、農地情報公開システムの有効利用を図ります。⑦農業委員会研修への参加です。県・農業会議等の農業委員会研修への参加及び先進地視察を実施いたします。⑧全国農業新聞の普及推進です。全国農業新聞の新規の購読推進を進めます。

13ページをご覧ください。

⑨農業者年金加入促進です。農業者年金制度の周知及び加入促進に努めます。次に、3「重点対策事業」についてです。ここでは、「農地利用の最適化の推進」を重点事業としています。①「調査・指導活動の実施」では、過去のデータやタブレットを有効利用し、農地パトロール（農地利用状況調査）により現況把握をし、再生利用可能農地には利用意向調査を実施します。自作をしない場合は、農地中間管理事業等の活用を繋ぎます。周囲に及ぼす影響の大きい遊休農地、解消の可能性が高い農地から優先的に取り組みます。農業委員、最適化推進委員各自の解消目標を明確に定め、その達成に向けて取り組むことを記載しています。②「知識や情報の習得」では、農業委員の業務、農地法などの知識を深めてもらうため、学習会等を開催します。

「香川県農地機構との連携」につきましては、農業振興地域以外も農地機構の事業対象となったことを踏まえ、さらに利用の推進を図ります。この農地機構は、農地を貸したい方と借りたい方の仲介を行う県の機関で、農地の貸出実績は、令和2年度が58ヘクタール、令和3年度が92ヘクタールと、貸出実績が増加しています。貸出先は、農事組合法人が60%、認定農業者が26%となっています。委員の皆様には、農地を貸し出したいなどの相談があると思いますが、この農地機構の紹介などを行い、農地の有効利用を図ってください。④「担い手確保に向けた支援活動」です。担い手、後継者の掘り起こしは、地域ごとに農業委員が情報収集し、確保に努めます。また、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援します。⑤「広報・啓発活動」については、市広報紙・農業委員会だより等で、遊休農地の解消等に向けた理解・協力を求めます。⑥「農地基本台帳の整備」です。

次に14ページをご覧ください。

4「年間活動スケジュールについて」です。農家相談会は毎月、役員会は随時開催します。転用等に係る現地調査は毎月申請のあった地区の委員に確認していただいています。定例総会につきましては、括弧書きの日程を予定しています。6月と10月に「農地利用最適化に関する意見」を提出する予定ですので、今年も委員の皆様にご意見・ご要望をいただく予定です。11月にはコロナの状況が改善されれば、県外先進地視察研修を予定しています。また、右端の縦の行は、農地パトロール、利用意向調査等の活動予定について載せています。それから、確定していないので、この表には記載していませんが、農地利用状況調査などに利用するタブレットの導入を本年度に計画しています。現在の予定ではタブレットは6月末ごろに納入される予定で、導入されれば航空写真による農地位置の確認や状況の入力作業等が簡略される予定ですが、調査のためのデータの入力や利用方法の説明、タブレットに慣れていただくなど準備が必要と思われるので、本年度の調査は紙ベースになると思われます。詳細が決まりましたら、報告いたします。以上で、令和4年度の事業計画（案）についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第2号の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（大口年昭君） 7番大口です。が、12ページの農政の関係ですが、先般も生活排水の水路改修の要望もありまして、この土地改良との座談会とか意見交換会を定例的に、それぞれの地域の中で取り組むことはできないかという要望です。それから、知識や情報の習得についてですが、この重点対策の中で、我々は農地法3条、4条、5条の許可申請の確認をしていますが、どういう要件をクリアしながら、この手続きをしているのかという勉強会を受けたいと思います。それから、遊休農地の解消について、農地機構との情報交換をしていないと、連携がうまくいかないと思うので、遊休農地を取りまとめて、協議してほしいと思います。それから、行事予定についてですが、委員任期がそれほどありませんので、県外研修を実施してほしいと思います。以上、要望です。

●会長（松岡繁君） 事務局、わかる範囲でご説明お願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 4年度の事業計画にも載せている関係機関との会合につきましては、関係機関とも話し合いをして、会を持てるよう、お願いしていきたいと考えています。それから、情報収集に関わる勉強会についても、委員になった当初していたような勉強会の機会を設けたいと思っています。それから、機構との情報交換につきましては、大体年間に1回から2回程度、これまでも機構に来ていただいて、現状の報告をしていただいていたのですが、さらに機構にも相談しまして、詳しい説明を総会の時にしていただくように考えています。以上です。

●会長（松岡繁君） 私たちが選出されたあと、新型コロナウイルス感染症が広がったので、人をたくさん集めるということが全然できていませんでした。地域に出向いて、各地区で意見交換会、それを「人・農地プラン」につないでいくというような活動をしていきたいと思います。それからタブレットについて、局長から少しお話があったようですが、政府もタブレットのデジタル化でやっていくということを強く勧めています。1人1台タブレットが入ってくる。今回は推進委員にだけしか行き渡る数がないという話も聞きました。その辺について、大西次長、何か補足することがあったらお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。タブレットの導入につきましては、今年度から全国の農業委員会に、国から全額国費で支給されるということで基本的には推進委員の数だけということになっています。このタブレットを用いて、これから皆さんにお願いする業務がたくさんあります。数は推進委員の数しかありませんけれども、各地区の推進委員と連携をとって、その地区の農業委員にも、それをお使いいただいて、もちろん使い方も慣れていただいて、これからまた業務をお願いすることになると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） それから、もう1点、この案の中で目標設定というのを設けています。各委員が、遊休農地発生防止、農地を農地機構へあっせんした、そういう目標設定というのを作っていますけれども、国から、もっともっとしっかりやらないかんというようなことで高い目標を設定しているという話も聞いています。その辺も説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。今、会長がおっしゃられた件につきまして、この後の定例総会で詳しくお願いをさせていただきますので、聞いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） はい。他に皆さんからありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは、議案第2号につきまして、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議なしと認め、議案第2号は原案の通り承認することに決定いたしました。承認されましたので、(案)を消してください。

最後に、議案第3号「別段面積（下限面積）の見直しについて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 議案第3号「別段面積（下限面積）の見直し」について、議案書16ページをお開きください。まず、下限面積とは、農地法の許可要件の一つとして規定されているもので、農地の権利を取得するには、一定規模以上の農地経営面積を持っていないとしないとするものです。これは、1の

説明にもある通り、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるためです。許可後の経営面積が、都府県では50アール以上にならないと許可できないとされています。また、農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施について」の農水省通知に基づき、毎年、下限面積の設定または修正を検討し、その結果を市のホームページ等で公表することとなっています。本市農業委員会では、平成25年度に島しょ部を除く地域で40アールから30アールに引き下げ、それ以後も農水省通知に従って毎年検討しています。そこで、今年度も下限面積の維持または変更についてご意見をいただきたいと思います。16ページ3面積設定の判断基準の項目には、下限面積を設定する基準が示されています。農地法で定められている50アールでは、地域の実情に適さないと判断される場合には、農地法施行規則第17条第1項の基準を使います。ポイントは、③の「設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数の概ね100分の40を下らないこと」つまり、「概ね」4割の人が耕作している面積を基準にするということになります。次に17ページをお願いします。農地法施行規則第17条第2項基準とは、島しょ部のように高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況で、特に新規就農などを促進しなければならない場合です。丸亀市では島しょ部は10アールに設定しています。次に、4設定方法については、農林業センサスの統計数字を活用する場合と農地基本台帳を活用する2つの方法があることを書いています。そこで、見直しの参考資料として用意したのが、お手元の「議案第3号資料」です。簡単に資料の説明を、見方を説明いたします。1ページ資料データ1の「農家経営面積集計表」は、農家所在別に大きく5つに分けています。ここでは、平均経営面積が概ね、旧丸亀が3反、綾歌が5反5畝、飯山が5反3畝であることがわかります。2ページ資料データ2の「農地基本台帳保有データに基づく経営面積10アール刻み農家数」は、農業委員会の台帳を基に算出したものであります。見方としては、経営規模面積10アール刻みで区分し、各該当する農家数を把握した上で、設定する面積区分の累計農家数が全体の何割を占めるかを表したものです。そこで、一番下の丸亀市全体の欄をご覧ください。経営規模30アール未満の累計割合は全体の63.0%、その左側の20アールでも52.5%あります。ただし、綾歌町においては、30アールの欄が40%台でありまして、30アールが「概ね」4割の方が耕作している面積となります。先ほどの面積設定の判断基準の第1項の判断基準③に該当いたします。また、あまり下限面積を小さくし過ぎると、農地の所有権移転が小面積で行われることになるので、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うことが難しくなる可能性があります。その他、参考に、資料データ3の「経営規模別農家数」、それから資料データ4の「県内市町の下限面積（別段面積）の設定状況」を添付しています。最後になりましたが、令和4年3月8日付で、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（案）」が国会に提出されています。この中に、「農地の取得に係る下限面積要件の廃止」という議案が提出されています。現在の状

況では、この法案は可決され、来年の4月から施行される可能性が高いと聞いています。こうなりますと下限面積が廃止されるということです。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第3号の説明は終わりました。それでは、質疑に入ります。ご意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。それでは、議案第3号「別段面積（下限面積）の見直し」について、採決を行います。「丸亀市の農地等の権利移動の制限に関して、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則17条第1項の規定に基づき、陸地部の別段面積（下限面積）を30アールとし、また、島しょ部については、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、10アールとし、変更は行わない」。このことに賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第3号「別段面積（下限面積）」について、農地法第3条第2項第5号に定める別段面積（下限面積）は変更せず、陸地部は30アール、また島しょ部においては、10アールとします。なお先ほど、事務局の説明にもありました通り、この結果は市農業委員会のホームページ等で公表をいたします。以上で、議案1号から3号までの審議は終わりました。続きまして、お手元の資料等によりまして報告事項に移ります。報告第1号について、一括して事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。総会議案書の18ページをお開きください。報告第1号「令和4年度丸亀市農業委員会予算」について、簡単に説明いたします。農業委員会の事業予算につきましては、3,074万5,000円で、前年比49万2,000円の増となっています。増加の理由は備品購入費といたしまして、120万を計上しています。これは農林水産省が農地状況調査や、地元での話し合いなどに活用するために、農地情報を入力するタブレットの導入を支援する事業（情報収集等効率化支援事業）を4年度で行うもので、タブレット30台の購入費となっています。また、このタブレットを使うためにインターネットを使いますので、その通信費も予算に計上しています。それから、負担金でマイナスとなっています。これまで農地台帳等の管理で中讃広域行政事務組合に支払っていましたが負担金について、国が推奨する農地台帳システムに変更したことによる負担金の減額によるものです。詳細は表の右端の「主な事業の内容」をご覧ください。以上で農業委員会に関する令和4年度予算の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 報告事項の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、これをもちまして、全ての議事が終了いたしました。皆様の

ご協力により、つつがなく終了しましたこと厚く御礼申し上げます。以上をもちまして、令和4年度丸亀市農業委員会通常総会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございました。この後、定例総会をいたします。資料の配布、それから、机の配置を変えますので、5分ほど休憩時間を取ります。

(午前9時50分終了)